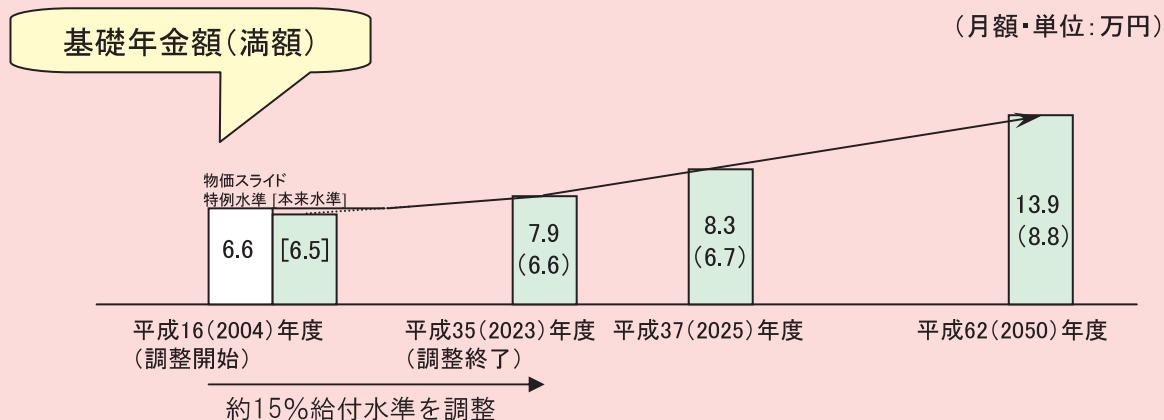


基礎年金のみを受給する方の年金額【本人の基礎年金】



- ◎ 基礎年金は、収入に関わらず定額の給付であるため、給付水準やその下限を、現役世代の手取り収入と比較した水準で示すことはできませんが、厚生年金と同じマクロ経済スライドにより基礎年金額が調整されず（約15%給付水準を調整）。

- 基礎年金・厚生年金とも、通常は賃金(物価)上昇率で改定が行われますが、年金額の伸びを調整する期間(マクロ経済スライドを適用する期間)は、賃金(物価)上昇率から調整率(公的年金の被保険者数の減少率・平均余命の伸びを勘案した一定率)を差し引いた率で改定します。この調整は基礎年金・厚生年金とも同様に行われます。

Q1. マクロ経済スライドによる調整は、すぐに始まるのですか。

A1. 平成16年度に現に受給者に支払われている年金額は、物価スライド特例法によって、本来の年金額よりも1.7%かさ上げされた額になっています。今後、賃金や物価が上昇した場合には、この1.7%のかさ上げ分の解消をまず行うことになっていますので、その終了後にマクロ経済スライドによる調整が始まります。

Q2. 給付水準が50%を割り込むことが予想される時は？

A2. 少なくとも5年に1度の財政検証の際、次の財政検証までに50%を割り込むことが予想される場合は、マクロ経済スライドによる年金額の調整を停止し、給付や負担の在り方について再検討することとしています。